

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

1 豊かな人間性と生きる力の育成

2 魅力ある学校づくり

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

1 豊かな人間性と生きる力の育成

現状と課題

創造性や社会性、自立意識に欠ける子どもが増えていると言われるほか、子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加、さらには朝食の欠食や間食が多いなどの指摘がなされています。

このため、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、問題を解決する力や命を大切にする心、他人を思いやる心、感動する心等の「豊かな人間性」、正しい食生活のもと、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ社会全体で育んでいくことが必要です。

具体的な施策

(1) 地域資源を活用した体験学習機会の増加

- 公民館等を拠点として、愛護班等の社会教育団体が地域で実施する青少年を対象とした体験活動を支援します。
- 呪童、PTAを対象に、地域における食文化や農産物に関する知識を高め、食と農に対する理解を深めます。

(2) 社会性等の育成

- 青少年健全育成活動を、県民総ぐるみ運動として展開します。
- 中・高校生の社会性や勤労観・職業観の育成に努めます。
- すべての県立高校等において、保育・介護や伝統文化の体験活動など、地域との交流を通して助け合い・支え合いによって地域を支える人材を育成します。
- 地域の人材や多様な社会人の協力を得て、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の実践を行い、県内道徳教育の充実に努めます。

- 県立高校等を対象として、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）を推進し、環境教育の充実に努めます。

(3) 優れた芸術文化と命の大切さを感じる機会の提供

- えひめ愛顔の子ども芸術祭をはじめ、子どもを対象とした芸術文化に参加・鑑賞する機会の確保に努めます。
- 小・中学生に対する総合科学博物館、歴史文化博物館及び県美術館の常設展観覧料無料の継続に努めます。
- とべ動物園において、子どもに命の大切さを伝える機会の確保に努めます。

(4) 子どもの体力の増進

- 教育課程説明会や教員研修会等を通じて、体育担当教員の資質向上や指導力強化を図ります。
- 地域の優れたスポーツ指導者等を公立学校に派遣し、運動部活動の活性化を図ります。
- えひめ広域スポーツセンターを拠点として総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援します。

(5) 子どもの健康の保持

- 養護教諭研修等を実施し、健康教育指導者の資質向上を図ります。
- 小中学校を中心に、フッ化物洗口を普及させるとともに、歯科保健指導を実施します。

(6) 食育の推進

- 保健所、市町及び民間ボランティア等が連携し、ライフステージに応じた子どもの食育を推進します。
- 栄養教諭等を中心とした食に関する指導の充実を図ります。
- それぞれの地域特性を踏まえ、郷土への愛着と食文化に根ざした食育を、地産地消を含め関係機関と連携して推進します。

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
41 「えひめ食文化普及講座」の実施回数（小学生～大学生対象数）	23回／年 (H25)	26回／年 (R6)	農産園芸課
42 インターンシップを体験したことのある高校3年生の割合	59.3% (H30)	62.0% (R6)	高校教育課
43 乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合（高校生）	210.4% (H30) ※豪雨災害復興支援により実績増	205% (R6)	高校教育課
44 総合型地域スポーツクラブの会員数	6,461人 (H29)	7,100人 (R4)	地域スポーツ課
45 朝食を欠食する県民の割合（小学生）	5.3% (H27)	0% (R6)	健康増進課

2 魅力ある学校づくり

現状と課題

学校は、心身の発達に応じた適切な教育を実施する場所であり、そこに通う子どもたちが、いきいきと活動するための魅力のある環境整備が不可欠です。

このため、安全な環境の下で、地域や保護者、子どもたちに愛され、信頼される学校であること、また、教職員には、知識・技能はもとより、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、児童・生徒の多様な特性や長所を最大限に伸ばす指導力が求められます。

具体的な施策

(1) 学校と家庭や地域との連携・交流の促進

- 地域住民が学校運営に参画するために制度化された学校評議員制度の周知に努めます。
- 全県立学校に設置した学校評議員の意見が今まで以上に反映されるよう、各校の実態に即したシステムを研究します。
- 小中学校についても、学校評議員の設置を促進するなど、開かれた学校づくりを進めます。
- 学校教職員の子育て関連活動への参加を促進します。
- 県立学校において、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の実施及び公表を行い、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。
- 地域住民の参画による地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾の取組を推進します。
- 「えひめ学校教育センター企業」を活用し、地元企業・団体が学校に出向いて行う出前授業等を通じて、地域の多様な教育資源を子どもたちの教育に活かします。

(2) 教員の資質・能力の向上

- 児童生徒にとって楽しく分かる授業を目指して、「授業評価システムガイドライン」を活用した授業改善を進め、教員全体の実践的指導力の向上を図ります。
- 教員の資質・能力向上のための様々な専門研修を実施します。
- 学習管理システムの活用により教員研修を改善し、効率的かつ効果的な研修の充実を図るとともに、教育現場における専門的なICT活用によるサポート体制を整備するほか、教員のデジタルリテラシーの向上にも取り組み、教員のICTを活用した指導力の向上等を図ります。

(3) 安全で豊かな学校環境の提供

- 学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には避難所としても利用することから、県立学校については、施設の長寿命化対策を推進するとともに、地震発生時の被害を少しでも軽減できるよう、窓・ガラス、内外装材など非構造部材の修繕に取り組みます。

また、小中学校等校舎については、一刻も早い耐震化完了に向けた取組みを

促進します。

- 県立学校において、教室へのエアコン設置率 100%を目指すとともに、ICT 環境整備による教育の情報化を一層推進します。
- 養護教諭による児童生徒の心身の健康相談や健康教育の充実を図ります。
- 危機管理意識の徹底、学校防災体制の推進、薬物乱用防止教育、性に関する指導の進め方等の研修会を開催します。
- 各学校の危機管理マニュアルをもとに、保護者、地域、関係機関との連携を積極的に図ります。
- 教職員対象の安全教室講習会を実施し、教員等の危機管理意識の高揚と児童生徒の安全確保に努めます。
- 学校関連施設の木造化・木質化を推進します。
- 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、児童生徒の学習支援、健康管理の補助や校内衛生環境の整備等を行う学校教育活動支援員を速やかに配置し、きめ細やかな感染症対策や個に応じたサポートを行うことにより、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援します。

(4) 就学機会の確保

- 家庭の状況にかかわらず、全ての就学の意思のある高校生が安心して教育を受けられるよう、公立高校生については、高等学校等就学支援金により授業料を実質無償化するとともに、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、奨学金制度の推進に努めます。
- 私立高校生等については、高等学校等就学支援金により授業料を助成（令和2年4月から年収 590 万円未満世帯は実質無償化）するほか、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、制度の周知・啓発に努めます。
- 労働者の子どもの教育に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。【再掲】

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
46 県立学校への学校評議員の設置率	100% (H30)	100% (R6)	高校教育課
47 公立小中学校における学校評議員 (類似制度含む。) の設置率	100% (H30)	100% (R6)	義務教育課
48 「えひめ学校教育ソーター企業」登録企業・団体数	199 件 (R1)	218 件 (R6)	社会教育課
49 県立学校の教室へのエアコン設置率	59. 4% (R1)	100% (R6)	高校教育課
50 県立学校の普通教室における電子黒板の整備率	28. 4% (R1)	100% (R6)	高校教育課
51 学校の耐震化率 (市町立小中学校)	80. 3% (H26)	100% (市町による)	義務教育課

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

現状と課題

テレビや雑誌、インターネット、スマートフォンの普及など、様々なメディアから、性、飲酒・喫煙や薬物、暴力、不良行為、非行行為等の有害情報が氾濫しており、少年犯罪の凶悪化も深刻化しています。

このため、こうした有害環境の浄化に取り組むことが必要です。

また、社会問題化しているいじめのほか、不登校などに効果的に対応するため、教育相談体制の充実を図り、子どもの問題行動等を未然に防止するとともに、問題行動等に至った場合は、適切に立ち直りの支援を行っていく必要があります。

具体的な施策

(1) 有害情報の浄化

- 青少年保護条例等に基づき、有害情報からの青少年の保護を図ります。
- 有害図書類等の指定を行うとともに、販売店等の立入調査を実施し、青少年への販売等の防止を図ります。
- 青少年が携帯電話等を購入する際に、販売事業者にフィルタリングサービス等の説明を義務付けるなど、フィルタリングの利用を働き掛けるほか、保護者や教職員青少年健全育成関係者等を対象とした対策講座や啓発活動を行うなど、インターネット上の有害情報から青少年を保護します。
- 発達の段階に応じて、ネットトラブル等に対応する力や情報の真偽を見極める力を育成する情報教育を推進します。

(2) 非行防止

- 全ての県立高校等で非行防止教室を開催します。
- 児童相談所における相談支援体制、児童家庭支援センターにおける連絡会の充実を支援します。
- 少年補導センターの運営を支援するとともに、少年補導委員の資質向上のための研修を実施します。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- 子ども・若者の自殺死亡率の減少に向けて、県民の自殺予防に対する正しい知識の普及啓発・周知に努めます。
- 尊い命が自殺で失われることがないよう関係機関と連携を図りながら、SOSの出し方に関する教育をはじめとする自殺予防対策の推進に努めます。
- 学童期から思春期の子どもたちを対象に、発達段階に応じた性教育を実施し、命や性、性感染症等に関する正しい知識の普及に努めます。
- 心と体の健康センターにおいて、不登校、ひきこもり等の思春期特有の精神保健に関する専門的な相談を実施します。
- 保健所において、思春期の身体的・精神的な悩みの相談を実施します。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。

(4) 身近な場所での相談環境等の整備

- いじめ、少年非行等の問題行動や、不登校などに効果的に対応するため、「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを活用した、学校、家庭、地域及び福祉機関などの関係機関とのネットワークづくりを推進します。
- 「心の専門家」であるスクールカウンセラーなどの相談員を学校に配置し、児童生徒が心にゆとりをもつことのできる教育相談体制の充実を図ります。
- 「いじめ相談ダイヤル 24」により、子どもや保護者からのいじめ問題等の相談に、カウンセリング経験豊かな相談員が 24 時間いつでも対応します。
- 児童相談所に児童福祉司、児童心理司等を配置して、相談援助活動を展開します。
- 将来にわたり、DVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対しDVに対する正しい認識と、男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供します。
- えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ（媛 CC）」において性暴力被害に関する相談を実施します。
- フリースクール等と連携し、学校以外の場における教育機会の確保や居場所づくり等を推進します。
- 県内全ての中高生を対象に SNS を活用した相談窓口「SNS 相談ほっとえひめ」を開設し、新型コロナウイルスに起因する不安やいじめ等、様々な悩みへの早期対応及び深刻化の未然防止を図ります。

(5) 問題行動への適切な対処

- 小・中・高校生の重大な問題行動に対して「学校トラブルサポートチーム」を派遣し、学校による早期解決を支援します。
- 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 児童相談所、児童家庭支援センターにおいて、関係機関と連携した相談支援活動の充実に努めます。
- 少年は改善可能性が高い（可塑性に富む）等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、刑事司法関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間の団体等と連携した支援に努めます。
- P T A、県警察本部、県教育委員会からなる「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催し、情報の共有化を図るとともに、警察との連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を運用するなど、ネットワークづくりを推進します。

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
51 1 県の情報リテラシー向上アプリを授業等で活用した小中学校の割合	96% (R2)	100% (R6)	義務教育課
51 2 ネットトラブルにあっていない児童生徒の割合（小4～中3）	82.6% (R2)	90% (R6)	義務教育課

52 県立高校等での非行防止教室の開催率	100% (H30)	100% (R6)	高校教育課
53 未成年の自殺死亡数	9人 (H27)	6人 (R6)	健康増進課
54 十代の人工妊娠中絶率（人口千対）	4.7 (H30)	減 少 (R6)	健康増進課
55 不登校児童数（公立小学校）	323人 (H30)	減 少 (R6)	義務教育課
56 不登校生徒数（公立中学校）	1,067人 (H30)	減 少 (R6)	義務教育課
57 不登校生徒数（県立高校等）	282人 (H30)	減 少 (R6)	高校教育課

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

- 1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実
- 2 共生への支援を要する子どもたちへのサポート
- 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実

現状と課題

(1) 児童虐待の状況

本県の令和3年度における児童虐待相談対応件数は、児童相談所で1,406件、市町で1,208件、計2,614件と過去最多を記録し、深刻な状況にあることから、児童相談所の体制を強化することが喫緊の課題となっています。

このため、要保護児童の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応に繋げるため、児童相談所における児童福祉司等の専門職員を増やすとともに、研修等の実施により専門性向上を図る必要があります。

また、児童虐待の早期発見・早期対応のためには、身近な相談窓口である市町における相談支援体制の構築、強化も重要です。

さらに、同一家庭で、DVと児童虐待が行われることもあることから、DV対応と児童虐待対応の緊密な連携が必要です。

(2) 社会的養育の状況

本県の代替養育を受けている児童数は、令和4年3月現在で、477人（乳児院28人、児童養護施設331人、里親76人、ファミリーホーム42人）です。家庭で暮らすことができない理由は様々ですが、子どもたち一人ひとりのニーズに合わせた養育環境を提供することができるよう、子どもの権利擁護を念頭に、できる限り子どもの意向を尊重した対応に努める必要があります。

また、児童養護施設等に入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学、安定した生活を送るための支援を計画的に提供することが重要です。

具体的な施策

(1) 児童相談所による支援体制の強化

- 児童相談所の児童福祉司及び児童心理司等の専門職員を、国が定める配置基準に沿って、計画的に配置します。
- 児童相談所において、介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けることで、子どもの利益を最善とした介入に対する躊躇をなくすとともに、親子関係再構築等の支援マネジメントを推進します。
- 児童福祉司等の専門性を高める研修の実施や、警察との実践的な合同訓練により、現場対応力の向上を図ります。
- 弁護士から司法手続き等の助言を受けられる体制の整備により、適切な対応を行える体制整備を図ります。
- 精神科医、カウンセラーなどの協力を得て、親子関係の修復、家族再生のための取組みを強化し、家庭復帰後の虐待の再発防止等のため家族支援を充実します。
- 児童相談システムの活用により、児童相談所内部、児童相談所間の情報共有に努めます。
- 個々のケースに応じたリスクアセスメントの下、子どもの安全確保を最優先とした措置をとるとともに、適切な進行管理を徹底します。
- 指導的職員（スーパーバイザー）の活用により、ノウハウの共用などによる職員の資質やスキルの向上に努めます。
- 児童相談所毎に地域連絡会を実施します。
- 児童相談所における夜間・休日の相談体制の充実に努めます。
- 相談支援機能や一時保護の充実のため、児童相談所の施設・設備の改善や、子どもの権利擁護に配慮した体制づくりに取り組みます。
- 児童虐待対応とDV対応の連携強化を図るため、児童相談所と婦人相談対応機関との積極的な情報共有に取り組みます。
- 児童の安全確保に向けた児童相談所と警察との連携強化に取り組みます。
- 児童相談所と関係県機関との更なる連携強化を図ります。

(2) 地域における相談支援体制の構築・強化

- 児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動を支援するとともに、調整担当者を対象とした専門研修を実施します。
- 児童支援コーディネーターを派遣し、要保護児童対策地域協議会の企画運営等に関する専門的な助言・指導を行います。
- 児童問題の相談窓口になる市町の相談業務の専門性向上のための研修会を実施します。
- 子ども家庭総合支援拠点の設置を推進し、虐待の発生予防、発生時の適切な対応を支援します。
- 全市町での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を働き掛けます。
- 小児症例を扱う拠点病院を中心とした児童虐待防止医療ネットワークの構築に取り組みます。
- 施設の里親支援専門相談員等の配置を促し、地域の里親支援や施設機能を活用した子育て短期支援事業等の実施など、地域の子育て家庭への支援を推進します。

- 福祉や教育等の関係機関が連携し、ヤングケアラーの早期発見と切れ目ない支援につなげるための体制の構築に取り組みます。また、家族のケアを担う子どものニーズを踏まえ、同じ悩みを抱えるもの同士で相談し合えるピアサポート体制の充実を図ります。

(3) 家族的な温もりを感じられる養育環境の確保

- ◎ 平成28年の改正児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を念頭に、児童相談所において、要保護児童の意向を踏まえた方針決定ができる体制の整備に取り組みます。
- ◎ より家庭的な環境の下での児童の養育を推進するため、家庭に迎え入れて養育する里親・ファミリーホームへの委託を優先して行います。また、里親制度の広報・普及に努めるとともに、新規里親の開拓のほか、里親等の資質向上や里親家庭・ファミリーホームへの支援に努めます。
- ◎ 家庭復帰が見込めない場合には、パーマネンシー保障（永続的解決）の観点から、特別養子縁組の積極的な活用を検討します。
- ◎ 児童養護施設などの老朽化した施設の整備を支援するとともに、施設における小規模化、地域分散化を推進し、要保護児童がより家庭的な環境の下で生活できる環境を整備します。また、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実を図ります。
- 要保護児童の自立のため、県立えひめ学園の支援体制の充実に努めます。
- DV被害や経済的問題等を抱えた母子世帯の入所する県立愛媛母子生活支援センターにおいて、自立に向けた支援を充実します。

(4) 自立支援、相談支援機能の充実

- 入所児童に対しては、児童養護施設等において、自立支援計画を作成し、計画的に自立に向けた準備を行います。
- ◎ 児童養護施設を退所する者の自立が難しい場合は、引き続き施設等で生活できるよう、居住費や生活費等を負担し、自立を支援します。
- また、退所児童等が、自立援助ホーム（共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導、就業支援等を行い、児童の自立を支援する事業所）への入所を希望する場合には、児童相談所で適切に対応します。
- ◎ 児童家庭支援センターの設置（特に東予地域、中予地域における設置）を支援します。また、児童家庭支援センターによる地域の里親やファミリーホームへの支援を検討します。

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
58 児童相談所における夜間・休日相談体制の充実	中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保		子育て支援課
59 一時保護所における環境改善（個別対応化）	児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善		子育て支援課

60	要保護児童対策地域協議会における調整担当者(専門研修受講済)の配置	8市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
61	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	全市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
62	養育支援訪問事業の実施市町数	12市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
62 1	ヤングケアラー支援団体数	0団体 (R4)	3団体 (R6)	子育て支援課
63	児童養護施設・乳児院の改築	整備要望に対し、積極的に支援		
64	小規模化・地域分散化した施設数 (児童養護施設・乳児院)	11施設 (H30)	12施設 (R6)	子育て支援課
65	自立援助ホームの設置数	4か所 (H30)	6か所 (R6)	子育て支援課
66	ファミリーホームの設置数	12か所 (H30)	14か所 (R6)	子育て支援課
67	養育里親の登録数	141世帯 (H30)	260世帯 (R6)	子育て支援課
68	里親・ファミリーホームへの児童の委託率	16.9% (H30)	30.4% (R6)	子育て支援課
69	子ども家庭総合支援拠点を設置する市町数	0市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
70	児童家庭支援センターの設置数	1か所 (H30)	3か所 (R6)	子育て支援課

2 共生への支援を要する子どもたちのサポート

現状と課題

すべての県民が、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指し、障がい児（者）やその家族が、地域生活において必要な支援を受けられるよう、体制整備に努めることが必要です。

また、一人ひとりの障がいの状況に応じた就学の場の早期提供や、障がいの程度にかかわらず、子どもたちが適切な教育を受けられるよう、施設・設備の充実や教職員の資質向上に努めることが必要です。

具体的な施策

（1）障がい児（者）の地域生活における支援の充実

- 障がい児やその家族が、身近な地域において、「子ども・子育て支援法」に基づく支援給付や支援事業など必要な支援を受けることができる体制の整備を進めます。
- 障がい児やその家族が、身近な地域で安心して自立した地域生活を送ることができるように、市町と連携し、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の障害児通所支援等について、必要量確保や質の向上を図るとともに、事業所における災害・感染症対策に係る体制整備に努めます。
- 障がい児の保育所や放課後児童クラブでの受け入れを進めるため、障がい児保育を担当する保育士及び障がい児対応を行う放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、幼稚園における特別支援教育を推進します。
- 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、地域が一体となった乳幼児期からの支援体制の整備に取り組みます。
- 発達障がい児やその家族に対し、より身近な地域において早期の適切な支援やライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、市町における発達障がいの相談に総合的に対応するワンストップ窓口の設置を促すとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。また、県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）では、市町において解決困難な専門性の高い相談支援や市町担当者の資質向上等の機能を一層強化し、重層的な支援体制の整備を図ります。
- 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、「県立子ども療育センター」等県内14施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けることができる環境の整備を進めます。
- 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- 障がいに関する専門的機能を有し、障がい児やその家族の多様なニーズに対応できる療養機関としての役割を担うことができる児童発達支援センターや障

害児入所施設について、その機能の拡充や必要な施設の整備を支援します。

- 医療的ケア児等に対し、地域において包括的な支援が提供できるよう、福祉、医療、保健、教育等の関係機関の連携促進に努めます。

(2) 特別支援教育の充実

- 特別支援教育に携わる教員の専門性と指導力を高めるとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する一定水準の知識・技能を得られるよう、研修の充実を図ります。
- 学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制や特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、地域が一体となった指導・支援に取り組みます。
- 障がいのある子どもが就学前から卒業後まで切れ目ない指導や支援を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促進します。
- 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習を通じて、相互理解を促進するとともに、特別支援教育に関する理解啓発を進めます。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するために、早期からのキャリア教育を推進します。
- コロナ禍において、特別支援学校のスクールバスを増便し、通学時の感染防止を図るほか、施設の消毒や手洗いの実施等感染防止対策と徹底することにより、児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう支援します。
- デジタル技術を活用した各種教材やデジタル教科書、入出力支援装置等の整備、より実践的な教員のICT活用指導力向上を図る研修の実施により、特別支援教育の充実を図り、共生社会の形成を推進します。

(3) 障がい児（者）雇用の促進

- 障がい児の職業的自立に向けた支援充実に努めるとともに、現場実習や体験・交流等の重視を図るほか、関係機関との連携した取組みを強化し、障がい児の雇用への移行の促進をめざします。
- 県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障がい者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を実施します。

(4) 外国人児童生徒に対する支援

- 外国人児童生徒に関する就学事務が適切に行えるよう、市町教育委員会の取組みを支援します。
- 日本語指導指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター主催）に教員を派遣するなど、外国人児童生徒に対する日本語指導や適応指導が適切に行えるようにします。

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
71 障害児通所支援の利用児童数	3,227人 (H29)	4,917人 (R2)	障がい福祉課
72 ふれあい親善大使の派遣	222か所 (H29)	230か所 (R6)	特別支援教育課

73 個別の教育支援計画の作成が必要な子どもの作成率	87.5% (H30)	100% (R6)	特別支援 教育課
----------------------------	----------------	--------------	-------------

3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

現状と課題

増加傾向にあったひとり親家庭は、平成23年度以降減少傾向にあります。厚生労働省の国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親世帯の一世帯あたり平均所得金額は総じて低く、非正規雇用で働く者の割合が高い母子家庭が多いことがその要因とも言われています。

このため、ひとり親家庭の子どもが、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長するためにも、ひとり親家庭の親が安定した仕事に就き、子育てと両立しつつ、自立した生活を送るための就業支援や、就業のために不可欠な子育て・生活支援、ひとり親家庭の子どもたちへの学習支援など、ひとり親家庭のニーズに即した支援施策の一層の充実が必要です。

また、父子家庭においても、就業と子育ての両立が困難で、経済的に厳しい環境に置かれている家庭が少なくないことから、支援を必要とする父子家庭には、母子家庭と差異のない支援が必要です。

具体的な施策

(1) ひとり親家庭等に対する就業支援

- 就業に関する相談、就業に役立つ資格の取得など、経済的な自立に向けた就業支援の充実に努めます。
- 様々な理由により、高等学校を卒業できなかったひとり親家庭の親等の、学び直しに向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、就業支援の推進に努めます。
- 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練コースへのひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。

(2) ひとり親家庭等に対する子育て・生活面の支援

- 保育所への入所や放課後児童健全育成事業の利用に当たっての特別の配慮、居宅等における子育てや生活面に対する支援体制の充実に努めます。
- ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援を行うなど、子どもの居場所づくり、生活の向上に努めます。
- ひとり親家庭の児童のためにボランティアによる学習支援を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。
- 県営住宅へのひとり親家庭の優先的入居の受付を実施します。
- 子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対して、愛媛県居住支援協議会を通じ、民間賃貸住宅への入居を支援します。

(3) ひとり親家庭等に対する経済的支援

- 必要な資金の貸付けや児童扶養手当等の適時・適正な支給を行うとともに、医療費の一定額の助成など、経済的負担の軽減の支援に努めます。

(4) ひとり親家庭等に対する相談・支援

- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 各種制度の利用促進のためのパンフレットや広報誌等による情報提供等に努めます。
- ひとり親家庭等の支援に取り組んでいる母子・父子福祉団体、NPO等の自主性を尊重した育成・支援に努めます。
- 愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」により、相談事例集や各種行政支援情報を配信し、ひとり親家庭の子育て支援の充実に努めます。【再掲】

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
74 就業支援講習会受講生の就業率	54.4% (H28～H30)	60.0% (R6)	子育て支援課
75 自立支援教育訓練費受給者の就業率	100% (H28～H30)	100% (R6)	子育て支援課
76 高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	100% (H28～H30)	100% (R6)	子育て支援課
77 ひとり親家庭学習支援ボランティア実施市町数	6市町 (R1)	10市町 (R6)	子育て支援課

TOPIX

～ひとり親家庭の状況（愛媛県子どもの生活実態調査の結果）～

県が令和元年度に実施した調査では、ひとり親家庭（有効回答数 573 世帯）のうち、母子家庭の割合は 89.0%（510 世帯）となっています。また、母親（児童との同居・別居を問わない。）の就業状況では、「（就学児童の）保護者」の 41.4%が「勤め（常勤・正規職員）」であり、「3歳児保護者」は 45.5%が「勤め（常勤・正規職員）」と回答しました。

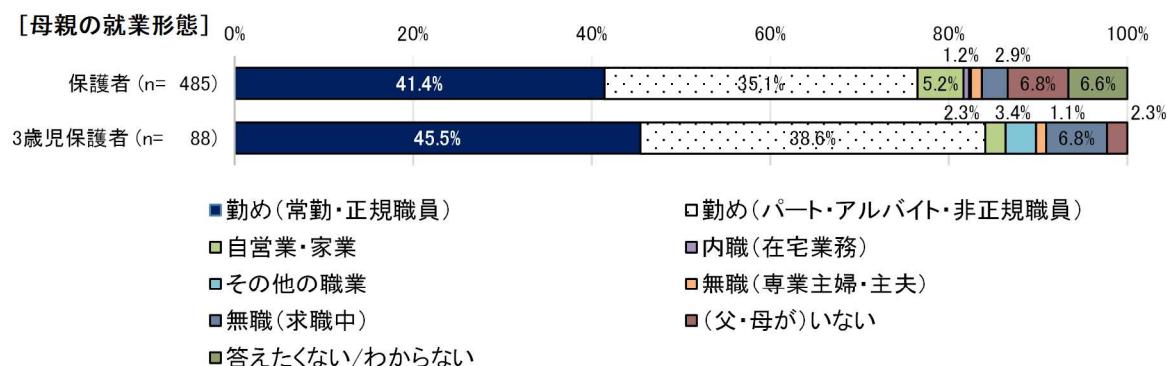
ただ、現在の暮らしの状況では、「（就学児童の）保護者」の 28.9%が「赤字」、「3歳児保護者」は 21.6%が「赤字」と回答しました。

今後の働き方の希望についての回答を見ると、「（就学児童の）保護者」では、「勤め（常勤・正規職員）」が 64.1%、「3歳児保護者」では、「勤め（常勤・正規職員）」が 70.1%で最も高くなっています。現状と希望では開きがみられます。

（調査結果概要は、巻末 173 ページ以降に添付）

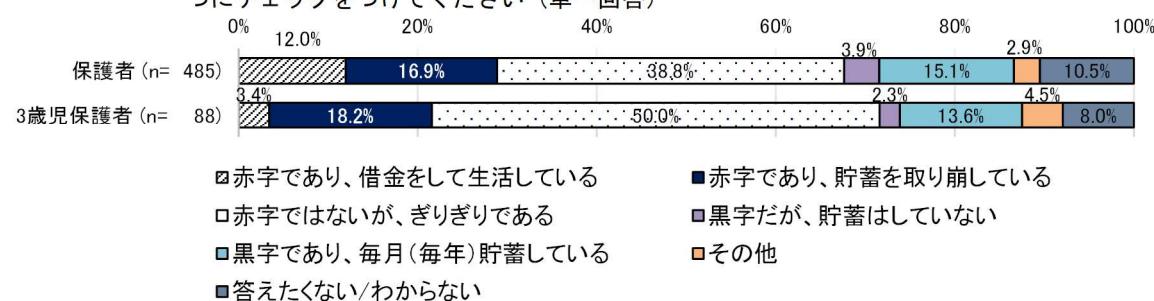
■ひとり親家庭の母親の就業状況

保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のものをひとつ選んでください。

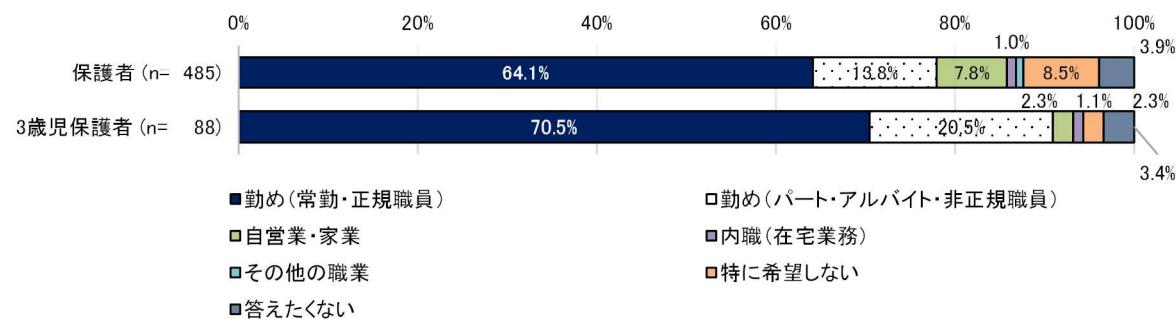


■子どもの現在の家庭の暮らしの状況をどう思うか

保護者 Q15 お子さんの現在の家庭の暮らしの状況をどのように感じていますか。当てはまるもの 1 つにチェックをつけてください（単一回答）



■今後の働き方の希望



資料：「愛媛県子どもの生活実態調査」アンケート結果